

JNG310S07-04

JNLA繊維分野における技術情報

(第4版)

平成18年5月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

1. 適用範囲	3
2. JISの解釈	3
3. 参考一覧	3
附則	3
(参考1)	4
(参考2)	5

繊維分野における技術情報

1. 適用範囲

JNLAにおける繊維分野において、技術情報等の審査における留意点が必要な場合に適用する。

2. JISの解釈

繊維分野におけるJISの解釈が必要な場合には、JIS担当原課(経済産業省産業環境技術局(標準企画室、産業基盤標準化推進室、環境生活標準化推進室、情報電気標準推進室及び管理システム標準化推進室))から得た解釈を用いることとする。なお、具体的な解釈事例については参考を参照すること。

3. 参考一覧

番号	表題
参考1	JIS L 1907-2004(繊維製品の吸水性試験方法) に規定するストップウォッチの仕様及び「1秒まで測定する」の解釈について
参考2	JIS L 0842-2004(紫外線カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法)に規定する不透明覆いの解釈について

附則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

(参考1)

JIS L 1907-2004(繊維製品の吸水性試験方法)に規定する
ストップウォッチの仕様及び「1秒まで測定する」の解釈について

1. 解釈が必要な事項

JIS L 1907 7.1.3 沈降法に使用する7.1.3 a) 2)ストップウォッチの仕様及び7.1.3b)操作に規定する「1秒まで測定する」について

2. 該当するJIS及びその規定の抜粋

JIS L 1907-2004(抜粋)

7.1 吸水速度(吸水速度法)

7.1.3 沈降法

a)2) **ストップウォッチ** 0.5秒目盛のもの。

b) **操作** 試料から大きさ10×10mmの試験片を3枚採取する。

次に、試験片の測定面を下向きにして、水を入れた水槽中に浮かべた後、試験片が湿潤して水中に沈降し始めるまでの時間をストップウォッチで1秒まで測定する。

3. 解釈

3.1 **ストップウォッチ**

「0.5秒目盛のもの」とは、0.5秒目盛り以上の性能を有するものとする。

3.2 「1秒まで測定する」とは、ストップウォッチを用いて1秒単位で測定することをいい、1秒、2秒、3秒・・・のように秒単位の自然数を測定値とする。

具体的には次のとおりとする。

ストップウォッチの読み	測定値(沈降し始めるまでの時間)
1秒以下の場合	1秒
1秒を超え2秒以下の場合	2秒
2秒を超え3秒以下の場合	3秒
以降、同様とする。	

以上

JIS L 0842-2004(紫外線カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法)
に規定する不透明覆いの解釈について

1. 解釈が必要な事項

JIS L 0842 5.(装置及び材料)d)に規定する不透明覆いについて

2. 該当するJIS及びその規定の抜粋

(1)JIS L 0842-2004(抜粋)

5. 装置及び材料 装置及び材料は、次による。

d) 不透明覆い

不透明覆いは、通常、光線に対して完全に不透明な白厚紙(以下、「覆い」という。)とし、その他の薄い不透明物、例えば、アルミニウムはくを張り付けた板紙などを用いた場合には、その旨を記録に付記する。

備考 通常、試験片ホルダの枠を不透明覆いの代わりとするのは好ましい方法ではない。

7. 試験の操作 試験の操作は、次による。

7.1 試験機の運転

a) 試験片及びブルースケールをそれぞれ白厚紙に挟んで、試験片ホルダに取り付ける。

なお、試験片ホルダの窓の部分以外の所は、前後から押さえ金で密着させ、照射された部分と不透明覆いで覆って照射されない部分との境目がはっきり現れるようにする。

(以下省略)

7.2 露光方法は、次による。

a)第1露光法

(以下省略)

b)第2露光法

(以下省略)

c)第3露光法

(以下省略)

d)第4露光法

(以下省略)

e)第5露光法

(以下省略)

3. 解釈

JNLA耐光堅ろう度試験においては、これまで(平成16年9月30日まで)の認定区分では、第3露光法のみが対象試験方法とされ、本技術情報の解釈として試験片ホルダを不透明覆いと同等の役割を果たし得るものとして取り扱ってきた。

現行登録制度のもとでは、対象範囲が広がり、第1露光法から第5露光法までの5種類全て

の試験方法が対象となり、更に、対象となるJISも改正され、JIS L 0842-2004 5.d)の備考に「通常、試験片ホルダの枠を不透明覆いの代わりとするのは好ましい方法ではない。」と明記されることとなった。よって、これまで、試験片ホルダの枠を不透明覆いの代用とし得るという解釈を改め、不透明覆いについては、JISの規定とおりにあることを明確にするものである。なお、第1露光法、第2露光法及び第4露光法は、操作方法上、試験片ホルダを不透明覆いとして使用することはできず、第5露光法は、不透明覆いを使用しない方法である。

以上

管理番号		認定一部門-JNG310S07-04
改 定 履 歴		
版数	制定・改定年月日 (文書番号)	改訂ページ／改訂理由
01	平成13年4月1日 平成13・04・01評基 適第036号	独立行政法人製品評価技術基盤機構設置に伴う新規制定(JNLA業務移管に伴うJNLA-INA10の後継)
02	平成14年4月1日 平成14・04・01評認 定第002号	適合性評価センターの組織変更に伴う変更
03	平成16年5月1日 平成16・05・06評認 定第002号	新規に混用率試験における解釈を追加及び認定センター組織変更に伴う変更
04	平成18年5月1日 平成18・03・28評 基認第001号	JIS L 0849及びJIS L 1030-2が改正され、規格内で詳述されたことにより、前版の参考1及び参考5を削除。 JIS L 4205が廃止されたことにより、前版の参考3を削除。 JIS L 1907の解釈にストップウォッチの仕様を追記し、参考1とした。 JIS L 0842の解釈の範囲を第3露光法のみから第1露光法～第5露光法までに拡大(登録制度への移行に伴い対象範囲が拡大)。また、JIS L 0842の改正に伴い、同規格で詳述されたことにより、解釈の内容を変更し、参考2とした。